



長野県報

3月31日(土)
平成24年
(2012年)
号外

目次

条例

長野県県税条例の一部を改正する条例(税務課)..... 1

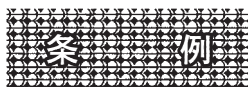
規則

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則(税務課)..... 1

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例(条例第44号)

- 1 地方税法の一部改正等に伴い、環境負荷の小さい自動車に係る自動車取得税及び自動車税の軽減措置について、一部見直しを行った上で、適用期限を3年間(自動車税については2年間)延長するほか、所要の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。



地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分した長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第44号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第57条第1項第1号ア(7)中「施行規則附則第5条第1項に規定する」を「内燃機関を有しない」に改める。

第145条中「平成24年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附則第4条の4第1項第2号ウ中「及び第10条の3」を「から第10条の3の2まで」に改める。

附則第13条の3第1項中「平成24年3月31日」を「平成26年3月31日」に改め、同条第2項中「平成24年3月31日」を「平成26年3月31日」に、「附則第6条の17第4項」を「附則第6条の17第2項」に改める。

附則第14条第1項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同条第2項中「若しくは第3項」を削る。

附則第16条第1項中「附則第3条の2の19」を「附則第3条の2の17」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「附則第9条の3第1項」を「附則第9条の2第1項」に改め、同項を同

条第3項とする。

附則第16条の2第1項及び第3項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第17条の2の2第2項中「第8項第1号、第2号若しくは第3号のイに掲げる軽油自動車又は法附則第12条の2の5第1項に規定する第1種省エネルギー自動車」を「次に掲げる自動車」に、「附則第12条の2の2第2項」を「附則第12条の2の5第4項から第7項まで」に、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項において同じ。)
- ア 乗用車又は車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。)が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第1項に規定するもの
 - (7) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則附則第4条の4第8項に規定するもの(以下この項及び次項において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合すること。
 - (4) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (7) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同

法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第4条の4第9項に規定するエネルギー消費効率(次項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第2項に規定するもの

- (7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (4) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (9) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第3項に規定するもの

- (7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (4) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (9) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項において同じ。)

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第4項に規定するもの

- (7) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第11項に規定するもの(以下この項及び次項において「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。
- (4) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (9) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第5項に規定するもの

- (7) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第6項に規定するもの

- (7) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第14項に規定する

もの(以下この項及び次項において「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

(4) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(9) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第7項に規定するもの

- (7) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
- (4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

附則第17条の2の2第3項中「法附則第12条の2の2第2項又は前項」を「前項又は法附則第12条の2の5第4項から第7項まで」に、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第8項に規定するもの

- (7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (4) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (9) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第9項に規定するもの

- (7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (4) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (9) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第10項に規定するもの

- (7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (4) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (9) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第11項に規定するもの

- (7) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (4) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (9) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラッ

クのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第12項に規定するもの

(7) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第13項に規定するもの

(7) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(4) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第14項に規定するもの

(7) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

附則第17条の2の2第4項を次のように改める。

4 第2項(第1号アに係る部分に限る。)及び前項(第1号アに係る部分に限る。)の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第4条の5第15項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、法附則第12条の2の2第3項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第4条の5第16項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第2項第1号ア(ウ)中「平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110」とあるのは「平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の138」と、前項第1号ア(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。附則第17条の2の2第5項から第8項までを削る。

附則第17条の4第1項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第17条の6第1項中「附則第5条第2項」を「附則第5条第1項」に、「同条第3項」を「同条第2項」に、「及びメタノール」を「メタノール」に、「同条第4項」を「同条第3項」に、「並びに」を「及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則附則第5条第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第5条第5項に規定するものをいう。第3項において同じ。)並びに」に改め、同項第1号中「平成11年3月31日」を「平成13年3月31日」に改め、同項第2号中「平成13年3月31日」を「平成15年3月31日」に改め、同条第3項第2号ア中「この項」の次に「及び次項」を加え、「もの(以下この号及び次項)を「も

の(以下この号)に改め、同号イ中「及び次項」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第5条の2第5項に規定するものをいう。次項において同じ。)

附則第17条の6第3項第4号中「附則第5条の2第8項」を「附則第5条の2第6項」に、「以下この条において「基準エネルギー消費効率」を「次項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(第6項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」に、「附則第5条の2第9項」を「附則第5条の2第7項」に、「同条第10項」を「同条第8項」に改め、同条第4項中「平成20年4月1日から平成21年3月31日」を「平成24年4月1日から平成25年3月31日」に、「平成21年度分」を「平成25年度分」に、「平成21年4月1日から平成22年3月31日」を「平成25年4月1日から平成26年3月31日」に、「平成22年度分」を「平成26年度分」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第9項に規定するもの(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第10項に規定するもの

附則第17条の6第4項第3号中「に100分の125」を「であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項及び第6項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110」に、「附則第5条の2第13項」を「附則第5条の2第11項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 充電機能付電力併用自動車

附則第17条の6第5項中「基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値」を「平成27年度基準エネルギー消費効率」に、「附則第5条の2第14項」を「附則第5条の2第12項」に、「平成21年4月1日から平成22年3月31日」を「平成24年4月1日から平成25年3月31日」までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日」に、「平成22年度分」を「平成26年度分」に改め、同条第6項中「前3項」を「第3項、第4項(前項において読み替えて準用する場合を含む。))又は第5項(前項において読み替えて準用する場合を含む。))」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 第4項(第4号に係る部分に限る。)及び前項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第5条の2第13項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第14項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第4項第4号中「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項及び第6項において「平成27年度基準エネルギー

消費効率」という。)に100分の110」とあるのは「前項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138」と、前項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「第3項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

附則第23条第1項中「平成24年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(不動産取得税に関する規定の適用)
- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の長野県県税条例附則第16条第3項に規定する認定がされた同項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従って事業の譲渡又は資産の譲渡を受けた同項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者が同項に規定する不動産を施行日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。
(自動車取得税に関する規定の適用)
- この条例による改正後の長野県県税条例(以下「新条例」という。)の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
(自動車税に関する規定の適用)
- 新条例附則第17条の6の規定は、平成24年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成23年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

税 務 課



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月31日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第26号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第64条中「並びに条例」を「及び条例」に改め、「及び第4項」を削り、「同条第5項」を「同条第3項」に改める。

第66条第1項中「附則第16条第5項」を「附則第16条第3項」に改め、「若しくは第3項」を削り、同条第2項中「附則第16条第5項」を「附則第16条第3項」に改め、同条第3項中「並びに条例」を「及び条例」に改め、「及び第4項」を削り、「同条第5項」を「同条第3項」に改める。

第66条の7第1項中「並びに」を「及び」に改め、「及び第4項」を削り、同条第2項中「並びに条例」を「及び条例」に改め、「及び第4項」を削り、「同条第5項」を「同条第3項」に改め、同条第3項中「並びに」を「及び」に改め、「及び第4項」を削る。

様式第86号中「、附則第16条第5項」及び「、附則第16条第4項」を削る。

様式第88号中「、附則第16条第5項」を削る。

住宅の用に供する土地
被収用不動産等の代替不動産
様式第90号の
心身障害者の雇用に係る施設
認定中小企業承継事業再生計画に係る不動産

「心身障害者の雇用に係る施設
認定中小企業承継事業再生計画に係る不動産」
を
「心身障害者の雇用に係る施設」に改め、「、附則第16条第4項」を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
(用紙の使用に関する経過措置)
- この規則の施行前に、この規則による改正前の長野県県税に関する規則の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

税 務 課